

(案)

なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(業務の目的)

第1条 本業務は、電気事業法及びその他関係法令の電気設備に関する技術基準等に基づき、なは市民協働プラザ自家用電気工作物の特殊性を十分に把握した専門知識を有する者が、適正かつ円滑に維持、運用業務を行い、施設の安全性及び耐久性の向上を図ることを目的とする。

(業務の委託)

第2条 甲は、なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(業務の内容)

第3条 乙が実施すべき業務の内容は、別紙「なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）により定める。

(契約期間)

第4条 契約の期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(契約金額と支払)

第5条 契約金額は、2年総額〇〇〇円（うち消費税〇〇〇円）とし、3ヶ月ごとに支払う額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

対象期間	支払額（3ヶ月分）	支払予定時期
令和8年4月～令和8年6月分	〇〇〇円	令和8年7月
令和8年7月～令和8年9月分	〇〇〇円	令和8年10月
令和8年10月～令和8年12月分	〇〇〇円	令和9年1月
令和9年1月～令和9年3月分	〇〇〇円	令和9年4月
令和9年4月～令和9年6月分	〇〇〇円	令和9年7月
令和9年7月～令和9年9月分	〇〇〇円	令和9年10月
令和9年10月～令和9年12月分	〇〇〇円	令和10年1月
令和10年1月～令和10年3月分	〇〇〇円	令和10年4月

2 契約期間中において、消費税及び地方消費税率に変動がある場合は、甲乙協議の上、委託料を変更することができる。

(案)

- 3 甲は、第1項の各月の支払額を毎月の履行確認後、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(再委託等権利譲渡の制限)

第6条 乙は、本契約に基づく権利、業務の全部または一部を第三者に譲渡、または再委託してはならない。ただし、第3条の業務のうち特殊業務について、甲の承認を得た業務の再委託についてはこの限りではない。

(労働法上の責任)

第7条 乙は、乙の従業員に対する雇用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上のすべての責任を負うものとする。

- 2 乙は、甲の所有又は占有に係わる建物施設等が、乙の従業員に対し安全上または衛生上の危険若しくは、有害の恐れを発見した時は、甲に対し直ちにその旨を申出るものとし、甲はその申出に応じ速やかに措置をとるものとする。ただし、緊急やむえない場合は、乙が措置することを認めるものとする。

(契約の履行)

第8条 乙は、本契約の履行にあたり、関係諸法令及び諸規則並びに仕様書に定める範囲及び基準を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

(業務担当者の選任等)

第9条 乙は契約業務の履行にあたり、電気事業法施行規則第52条の2第2号に適合する保安業務担当者及び保安業務従事者を選任し、以下の任にあたらしめるものとし、変更する場合は事前に甲に通知するものとする。

- (1) 当該業務の履行に係わる業務及び指揮監督
- (2) 当該業務に関する甲との業務連絡及び調整

2 甲はなは市民協働プラザにおいて、点検等を行う者が本契約書に明記された者であることを確認すること。このため、保安業務担当者及び保安業務従事者は、その身分を示す証明書により本人であることを、甲に対して明らかにしなければならない。

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

5 保安業務担当者は、那覇産業保安監督事務所の行う電気事業法第107条に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

6 甲又は乙は、当該業務を実施するにあたり、保安業務担当者並びに保安業務従事者に対し、当該業務以外の業務を兼務させてはならない。

## (案)

(保安業務担当者及び保安業務従事者の身分)

第 10 条 保安業務担当者及び保安業務従事者は乙の正社員であり、第 7 条第 1 項に規定する各種法令で担保されるものとする。

(点検頻度及び連絡責任者)

第 11 条 点検は、平成 15 年経済産業省告示第 249 号第 3 条及び第 4 条で定められた頻度を遵守すること。

・月次点検：月 1 回

・年次点検：年 1 回

2 甲の連絡責任者は、別に定めるものとする。

(異常等発生時の対応)

第 12 条 乙は、業務の対象設備に異常が生じたとき、または発生する恐れがある旨の連絡を甲又はその施設従業者から受けた場合は、ただちに適切な処置を行わなければならない。

(計画、報告、検査)

第 13 条 乙は、仕様書に基づき業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。

2 乙は、定期管理業務または異常時の処置等を行った後、書面をもって業務履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 前項の報告後に甲が行う検査の結果不合格となり、補正を命じられた場合、乙は速やかに補正を行い、補正後は補正完了の報告を行い、甲の再検査を受けるものとする。

(業務の履行責任)

第 14 条 乙の履行が不完全な場合は、甲は乙に対して直ちに完全な履行を請求することができる。ただし、甲の設備に乙が予見できない瑕疵欠陥があったとき、又は甲が提供した付属備品、機器の瑕疵等により乙の責に帰さないときはこの限りではない。

2 乙は、緊急時の要請等に対し、誠実にかつ迅速に対応しなければならない。

(不良設備の改善義務)

第 15 条 乙は、第 3 条の業務の結果、対象設備について不良箇所があると判断した場合、その旨を甲に報告し、甲は適切な措置を講じなければならない。

(経費負担区分)

第 16 条 乙は、第 3 条の業務の履行に必要なとする経費を全て負担する。ただし、前条により別途発注する不良設備改修並びに取替に伴う費用は、甲の負担とする。

## (案)

### (損害賠償の責任)

第 17 条 業務に関し、乙の過失により甲または第三者に損害が生じた場合は、乙は甲または第三者に対し、速やかにその損害の賠償を行うものとする。

### (検査の立会い)

第 18 条 乙は、甲が必要とする本業務に関する検査に立会い、検査員への説明を行わなければならない。

### (守秘義務)

第 19 条 乙は、本契約の履行を通じて知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本契約を完了し、又は、解除した後も同様とする。

### (契約の解除)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は違約金として契約金額の 100 分の 10 の金額を甲の指定する日までに支払うものとする。

(1) 乙又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(2) 乙が正当な理由無く、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。

(4) 乙が本契約を履行することが出来ないと明らかに認められるとき。

(5) 乙から契約解除の申出があったとき。

2 乙は、前 5 号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の 60 日前までに書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、第 1 項各号の規定により契約の解除があった場合は、甲に対し、損害賠償の申立てをすることはできない。

### (契約保証金)

第 21 条 那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 30 条第 1 項第 9 号の規定により免除する。

### (契約の費用)

第 22 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(案)

(特約事項)

第 23 条 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 21 年那覇市条例第 41 号) 第 2 条第 2 号の長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額または削除があった場合、甲は、本契約を変更又は解除することができる。

(信義則)

第 24 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第 25 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一管轄裁判所とするものとする。

(協議事項)

第 26 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し定める。ただし、軽微なものについては、甲の要望に添うものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市

那覇市長 知念 覚

乙 ○○○

○○○

○○○